



## 1 パソコンのCPUのクロック数、搭載メモリー、推奨OS・ブラウザについて

- 1 CPUクロック数 1 GHz以上
- 2 搭載メモリー 2 GB以上

\* Java 実行環境については、平成30年11月21日午前9時からJavaに依存しない方式となり、NET Framework を活用した方式 (e-Gov 電子申請アプリケーションのダウンロード) になります。

- 3 推奨OS・ブラウザ

・Windows 10 (32 bit、64 bit)  
Internet Explorer 11.0  
**Edge 4.1以降 (Edge も利用可能)**  
Firefox 5.9以降  
Chrome 6.6以降

・Windows 8.1 (32 bit、64 bit)  
デスクトップモード起動限定  
Internet Explorer 11.0  
Firefox 5.9以降  
Chrome 6.6以降

・Windows 7 (32 bit、64 bit)  
Internet Explorer 11.0  
Firefox 5.9以降  
Chrome 6.6以降

※セキュリティ対策等のサポートが終了したOS、ブラウザ、上記に記載のないブラウザは、動作確認環境外となるため、適切にご利用いただくことができません。



## 2 セコムパスポート for G-ID 社会保険労務士電子証明書について

セコムパスポート for G-ID 社会保険労務士電子証明書をお持ちですか？

- 1 所持しています。  
【申し込み手続中も含む】

- 2 所持していません。  
\* 連合会HP会員専用サイトの電子申請情報をご確認され、社会保険労務士電子証明書を取得されることをおすすめします。



## 3 離職証明書の記載内容に関する確認書について

- 1 離職証明書の記載に関する確認書の確保ができます。  
\* 離職票の伴う雇用保険被保険者資格喪失届ができます。

- 2 離職証明書の記載に関する確認書の確保ができません。  
\* 事業主の疎明書もしくは社労士の疎明書を作成することになりますが、離職者の受給権確保の観点から慎重な取扱が必要です。

\* 上記確認書及び疎明書は、電子申請時には添付する必要はありませんが、後日安定所の調査等に対応するため作成・保管が必須となっています。



## 4 提出代行証明書について

- 1 継続委託用の提出代行証明書があります。  
\* 有効期限がありませんので、事業所住所及び事業主氏名が変わらない限り更新の必要ありません。
- 2 個別委託用の提出代行証明書があります。  
\* 指定された手続及び有効期限の範囲において有効ですので、手続の追加及び有効期限到来に伴う更新が必要となります。

- 3 提出代行証明書がありません。  
\* 提出代行証明書の取得をぜひおすすめいたします。

\* 労働保険適用徴収19手続において労働保険事務組合も利用可能。事務組合向けの提出代行証明書を別途準備する必要があります。



## 5 雇用保険の電子申請の利用促進に係る照合事務の省略の申出をされていますか？

- 1 すでに申出しています。(添付書類提出の省略は可能です。  
\* 平成30年2月1日以前に1以上の労働局から承認がある場合は、全国のどの公共職業安定所等への電子申請でも、改めて手続なくとも照合事務の省略の適用があります。

- 2 まだ申出をしていません。

\* 照合事務の省略の手続は、所属県会を通じて所属県会を管轄する労働局に申出をしてください。この手続で全国のどの公共職業安定所等への電子申請でも照合事務の省略の適用が受けられます。  
\* 申出の承認を受けた時以後、電話番号、氏名、住所、社労士登録番号の変更をおこなった場合は、所属県会を管轄する労働局職業安定部にお問い合わせください。各労働局それぞれが定める所定の手続が必要です。



## 6 委任状及び記載内容に関する確認書・申請書等に関する同意書について

- 1 委任状、記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書があります。  
\* 委任状(社会保険関係)は、手続が発生する都度、被保険者から確保する必要があり、届書名を記入する必要(複数の届書名の記入も可能)もあります。そして本委任状は、電子申請の時には、添付する必要があります。  
\* 記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書(雇用保険関係)を作成・保存すれば、申請書への被保険者の署名・押印を省略することができます。その場合、申請書の申請者氏名・署名欄には、「申請について同意済」と記載してください。また本確認書・同意書は、電子申請の時には、添付する必要はありません。なお後日公共職業安定所等から提出を求められる場合がありますのでご注意ください。

- 2 委任状、記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書はありません。  
\* 被保険者等の電子署名または署名・押印が省略できますので、電子申請だけで手続を完了できます。



## 7 労働保険年度更新の電子申請の準備

- 1 当年度のアクセスコードを入手されていますか。  
\* アクセスコードは、事業主に都道府県労働局から発送されている申告書に印字されています。また毎年変わりますのでご注意ください。
- 2 『アクセスコードの教示について』を事業主から貰っていますか。

- 3 上記のいずれもありません。  
\* アクセスコードがないと労働保険年度更新の電子申請ができません。また『アクセスコードの教示について』は確保されることをお奨めします。

\* なお一括送信の場合は提出代行証明書で電子申請を行うので、アクセスコードは不要です。